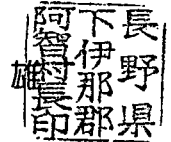


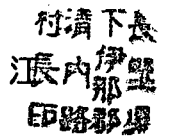
20 阿総第51号
20 清総第41号
平成 20年 6月 16日

長野県知事 村 井 仁 様

阿智村長 岡 庭 一



清内路村長 櫻 井 久



阿智村・清内路村合併協議会の設置について（届出）

阿智村及び清内路村の合併による新村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（合併市町村基本計画）の作成その他市町村の合併に関する協議を行うため、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、阿智村・清内路村合併協議会を設置したので、地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、別添の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 合併協議会設置理由（設置経過）書
- 2 合併協議会規約（写）
- 3 阿智村議会及び清内路村議会の関係議決書（写）

合併協議会設置理由（設置経過）書

平成20年6月
阿智村・清内路村

平成19年6月、清内路村議会が「阿智村との合併協議を早期に実現することを求める」とした「合併協議の場創設に関する決議」を行った後、清内路村から阿智村に対し、「市町村合併について話し合う場の創設の申入れ」がありました。これを受け、同年10月、阿智村から清内路村に対し、「阿智村と清内路村のあり方を幅広く研究する協議の場を設ける」とした回答がなされました。

同年11月、両村議員による「阿智村・清内路村あり方研究会」が発足し、平成20年2月まで4回の研究会を開催し研究を進めました。この間、阿智村公民館による「清内路村との合併についての学習会」、阿智村議会による「清内路村との合併に関する住民の意見を聴く会」、清内路村議会による「合併問題報告会」が開催されました。

以上の経過を経て、両村は平成20年2月13日、阿智村・清内路村任意合併協議会を設置し、第1回の協議会を開催しました。任意合併協議会では3月27日開催の第4回協議会までに、合併後の新村における事務事業一元化の事前調整や、新村づくりの方向性について協議を重ねてまいりました。また、任意合併協議会の付属機関として設置された両村民の住民代表で組織する「新しい村づくり会議」は、3月15日に第1回の会議を開催し、これまでに3回の会議開催により、新村における均衡ある発展を図るための基本的な計画「合併市町村基本計画」案の策定を進めています。

また、3月7日には、両村長・両議会議長により長野県知事に対し、「合併に関する支援要請」を行ったところです。

その後、任意合併協議会の協議結果を踏まえて、阿智村では4月から5月にかけて村内50地区で「住民説明会」を開催し、清内路村では4月に6回の「合併協議住民説明会」を開催しました。この間、清内路村公民館による「村の合併を考える意見交換会」が開催されています。

その後、清内路村では5月4日に「清内路村における合併の賛否を問う住民投票」が行われ、阿智村では、7自治会ごとの「住民懇談会」を開催した後、「清内路村との合併に関する住民意向調査」が実施され、5月27日、公開開票により結果が出されました。（※下記参照）。阿智村の住民意向調査では、賛成42.7%、議会にゆだねる23.9%となり、これを受けて5月29日、阿智村議会全員協議会において「阿智村・清内路村合併協議会の設置」について議員全員一致で設置の方向が確認されました。

両村及び両村議会では6月10日、両村議会定例会において「(法定) 合併協議会設置議案」を提出し、両村ともに議員全員一致で議決に至りました。

以上の経過を経て、阿智村及び清内路村の平成20年度中の合併を目指し、新村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（合併市町村基本計画）の作成その他市町村の合併に関する協議を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、阿智村・清内路村合併協議会を設置しました。

(※) 参考 住民投票及び住民意向調査の結果

○ 清内路村：住民投票（5月4日投開票）

「当日の有資格者数」	595人
「投票者数」	551人
「投票率」	92.61%
「合併に賛成」	483票（87.66%）
「合併に反対」	61票（11.07%）
「無効票」	7票（1.27%）

○ 阿智村：住民意向調査（5月27日公開開票）

「調査対象者数」	5,335人
「回収総数」	4,781人
「回収率」	89.62%
「合併に賛成」	2,043票（42.7%）
「合併に反対」	979票（20.5%）
「議会にゆだねる」	1,141票（23.9%）
「わからない」	567票（11.9%）
「無効回答」	51票（1.0%）

議案第17号

阿智村・清内路村合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、阿智村・清内路村合併による新村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、阿智村・清内路村合併協議会を設置する。

平成20年6月10日 提出

阿智村 長

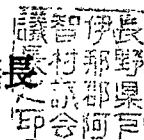
平成20年6月10日 議決

阿智村議会 議長

本書は、議決書の写しである。

平成20年6月16日

阿智村議会 議長



議案第22号

阿智村・清内路村合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、阿智村・清内路村合併による新村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行なうため、別紙のとおり規約を定め、阿智村・清内路村合併協議会を設置する。

平成20年6月10日 提出

清内路村長 櫻井 久江

平成20年6月10日 議決

清内路村議会議長 原 登美彦

上記は議決書の謄本である

平成20年6月16日

清内路村議会議長

